

第110回 定時株主総会
招集ご通知

FUTABA



日時

2024年6月21日(金曜日)
午前10時(開場9時30分)

場所

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15
岡崎市シビックセンター 4F コンサートホール

フタバ産業株式会社

証券コード: 7241

株主の皆様へ



ごあいさつ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第110回定時株主総会を2024年6月21日(金曜日)に開催いたしますので、ここにご通知申し上げます。

株主総会の議案および事業の概要につきご報告申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2024年6月

中期経営方針

1. 選ばれる会社、勝ち抜く会社に向けた強化
2. 真のグローバル企業への取り組み強化
3. 持続可能な企業基盤の強化

証券コード：7241

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

愛知県岡崎市橋目町字御茶屋1番地

フタバ産業株式会社

代表取締役社長 魚住吉博

株 主 各 位

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の右記の**当社ウェブサイト**に電子提供措置事項を掲載しています。

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、右記の**東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

インターネット等または郵送による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3ページに記載のご案内にしたがって、2024年6月20日（木曜日）午後4時45分までに到着するよう、ご送付またはご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所	愛知県岡崎市羽根町字貴登野15 岡崎市シビックセンター 4F コンサートホール
3. 目的事項	
報告事項	1. 第110期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類報告の件 2. 第110期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 役員賞与の支給の件

以上

●書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しています。また、書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いています。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

●電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

●定時株主総会決議ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には次の3つの方法がございます。



出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に沿って議案に対する賛否を議決権行使期限までにご入力ください。

詳細は4頁から5頁をご覧ください

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」による方法(5頁)をご確認ください

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけない場合がございます

議決権行使期限

2024年6月20日(木曜日)午後4時45分送信分まで



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2024年6月20日(木曜日)午後4時45分到着分まで

ご留意事項

- インターネット等と郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

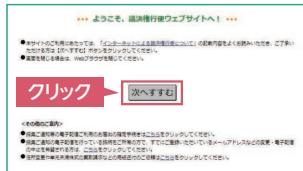
上記のインターネットによる議決権行使のほか、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

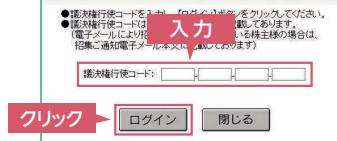
議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の左下に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定後、「登録」をクリック

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがって手続きください。

システムに関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続および通信料金
- 事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

以降は画面の指示にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

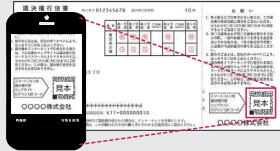
☎ 0120-652-031

(午前9時～午後9時)

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

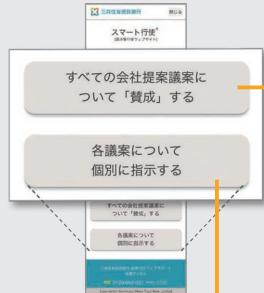
1 QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

- 「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙左下に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

- スマートフォンでQRコードを読み取るにはアプリが必要となります。

以降は画面の指示にしたがって賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の内容は、取締役会が、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会の審議・答申を受けて、これを決定しています。

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会 出席状況	在任年数
1	再任 魚住吉博 男性	代表取締役社長	13回/13回 (100%)	3年
2	再任 横田利夫 男性	取締役執行役員	11回/11回 (100%) (注)	1年
3	新任 今井英樹 男性	上級幹部職	—	—
4	再任 市川昌好 社外 男性 独立	取締役	13回/13回 (100%)	6年
5	再任 宮島元子 社外 女性 独立	取締役	13回/13回 (100%)	5年
6	再任 宮部義久 社外 男性	取締役	13回/13回 (100%)	2年
7	新任 山本英男 社外 男性 独立	—	—	—

(注) 取締役横田利夫氏は2023年6月22日開催の第109回定時株主総会において新たに選任されており、就任後の取締役会への出席状況を記載しています。

候補者番号

1 ^{う お}魚 ^{ず み}住 ^{よ し}吉 ^{ひ ろ}博 (1958年4月9日生)

再任



所有する当社株式の数
58,635株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	トヨタ自動車販売株式会社入社
2010年 1月	トヨタ自動車株式会社生産企画部車両企画室室長
2013年 4月	同社元町工場工場長
2013年 4月	同社生産管理本部物流領域領域長
2015年 4月	同社本社工場工場長
2015年 4月	同社広瀬工場工場長
2017年 4月	同社常務役員
2017年 4月	同社中国本部副本部長
2017年 4月	广汽トヨタ自動車有限公司取締役社長
2021年 4月	当社執行役員
2021年 6月	当社取締役執行役員
2022年 6月	当社代表取締役社長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において常務役員を務めた経験に加え、当社において2021年より取締役として経営に携わってきた経験を有しています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としています。

候補者番号

2 ^{よこ} ^た ^{とし} ^お 横 田 利 夫 (1965年3月15日生)

再任



所有する当社株式の数
20,006株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2009年11月 当社排気系開発部部长
2014年 1月 当社原価企画部部长
2017年 7月 双叶（常州）管理有限公司総経理
2020年 4月 当社執行役員
2021年 1月 当社上級幹部職
2021年 1月 双叶（天津）企業管理有限公司総経理
2023年 4月 当社執行役員
2023年 6月 当社取締役執行役員（現在に至る）

[当社における担当]
事業開発・総務・人事・生産技術担当、生産技術本部長

取締役候補者とした理由

当社における技術部門を中心とした経験に加え、当社中国統括会社の総経理を務めた海外での経験を有しています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としています。

候補者番号

3 ^{いま} ^い ^{ひで} ^き 今 井 英 樹 (1963年12月5日生)

新任



所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
2003年 4月 トヨタプジョーシトロエンオートモービルチェコ有限会社経理部次長
2012年 1月 トヨタ自動車株式会社経理部財務管理室グループ長
2015年 7月 同社BR経理情報高度化推進室グループ長
2020年11月 当社財務部部长
2022年 1月 当社経理部部长
2023年 4月 当社経理・財務本部副本部長
2024年 4月 当社上級幹部職（現在に至る）

[当社における担当]
経理・財務本部長

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社や当社における経理・財務部門を中心とした経験を有しています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としています。

候補者番号

4 いち かわ まさ よし
市川 昌好 (1953年1月10日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	豊田合成株式会社入社
2004年 6月	同社オプトエレクトロニクス事業部副事業部長
2005年 6月	同社取締役
2008年 6月	同社オプトエレクトロニクス事業部事業部長
2010年 6月	同社常務取締役
2011年 1月	豊晶光電股份有限公司董事長
2012年 6月	豊田合成株式会社取締役・専務執行役員
2012年 6月	豊田合成ノースアメリカ株式会社取締役会長
2015年 6月	豊田合成株式会社取締役副社長
2017年 6月	同社顧問
2017年 7月	東海カーボン株式会社技術顧問（現在に至る）
2018年 6月	当社取締役（現在に至る）
2019年 6月	豊田合成株式会社顧問退任

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

豊田合成株式会社における長年の経営者としての経験に加え、当社において2018年より社外取締役として経営に対する助言をいただいています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としています。

独立性に係る事項

当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社と同氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5 みや じま もと こ 宮島元子 (1957年1月1日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	弁護士登録
1993年 4月	株式会社豊田自動織機入社
1997年 9月	南山大学法学部非常勤講師
2002年 4月	名古屋大学法学部非常勤講師
2004年 4月	名城大学大学院法務研究科教授
2004年12月	株式会社豊田自動織機退社
2006年 1月	入谷法律事務所客員弁護士（現在に至る）
2009年10月	愛知県公害審査会委員
2012年 6月	名古屋市開発審査会委員
2016年 4月	愛知県行政不服審査会委員
2016年 6月	株式会社カノークス社外取締役（現在に至る）
2019年 6月	当社取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として長年培われた専門的な知識、経験に加え、当社において2019年より社外取締役として経営に対する助言をいただいています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としています。

独立性に係る事項

当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社と同氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6 ^{みや}宮 ^べ部 ^{よし}義 ^{ひさ}久 (1967年8月9日生)

再任

社外取締役



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	トヨタ自動車株式会社入社
2009年 6月	同社内外装生技部成形技術室室長
2016年 1月	同社堤工場組立部部长
2020年 1月	トヨタサウスアフリカモータース株式会社 チーフコーディネーティングエグゼクティブ
2021年 1月	トヨタ自動車株式会社元町工場工場長（現在に至る）
2021年 6月	トリニティ工業株式会社監査役（現在に至る）
2021年 6月	当社監査役
2022年 6月	当社取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社において長年培われた生産技術部門に係る専門知識を有しています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としています。

責任限定契約

当社と同氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定ではありません。

候補者番号

7

やまもと ひでお
山本英男

(1958年4月1日生)

新任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
1988年 2月	同行ロンドン支店支店長代理
1999年 4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 米州企画部総合リスク管理グループ次長
2003年10月	同行米州総合リスク管理室長
2006年 1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 営業第二本部営業第八部長
2008年 7月	同行アジアCIB（投資銀行） 部長
2010年10月	株式会社小糸製作所経理本部常勤顧問
2011年 6月	同社常務取締役、経理本部長（CFO）
2017年 6月	同社取締役常務執行役員、総務部・情報システム部担当（CIO）
2022年 6月	同社常務執行役員、総務部・広報室・情報システム部担当（CIO）、DX副担当
2023年 6月	株式会社電業社機械製作所社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社三菱UFJ銀行での長年にわたる海外経験と金融・財務に関する幅広い知識、また株式会社小糸製作所における財務部門、情報システム部門等の知見や取締役として経営に携わった経験を有しています。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としています。

独立性に係る事項

同氏が選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 市川昌好氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 宮島元子氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - 宮部義久氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 市川昌好氏、宮島元子氏、宮部義久氏、山本英男氏は、社外取締役候補者であります。
 - 宮部義久氏は、現在および過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者であるトヨタ自動車株式会社の業務執行者であります。
 - 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしています。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、候補者全員を被保険者として、前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木人史氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。監査役候補者は次のとおりであります。

さくら い ゆ み こ
櫻井由美子 (1969年3月1日生)

新任

社外監査役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1992年10月	監査法人伊東会計事務所 入所
1996年 4月	公認会計士登録
2000年 1月	櫻井由美子公認会計士事務所代表就任 (現在に至る)
2014年 6月	株式会社プロトコーポレーション社外取締役 (現在に至る)
2019年 6月	株式会社ジェイテクト社外監査役 (現在に至る)
2022年 6月	ダイコク電機株式会社社外取締役 (現在に至る)

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として培われた専門的な知識・経験に加え、他社社外役員等の経験も有しています。その豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただきたく、社外監査役候補者としています。

独立性に係る事項

同氏が選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその監査に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしています。なお、候補者が監査役に就任した場合には、監査役全員を被保険者として、前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

ご参考 第1・2号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の取締役・監査役が有している能力・経験は以下のとおりであります。

			企業経営・ガバナンス	技術・開発	生産技術・製造・品質	営業・調達	財務会計	コンプライアンス・リスクマネジメント	サステナビリティ		IT・DX	海外事業
									人的資本	環境		
取締役	社内	魚住吉博	○		○	○		○		○		○
		横田利夫	○	○	○				○	○		○
		今井英樹					○				○	○
	社外	市川昌好	○	○	○							○
		宮島元子						○	○	○		
		宮部義久	○		○					○		○
		山本英男	○			○	○	○			○	○
監査役	社内	加藤和典				○		○	○			
		鳥山圭一					○	○				○
	社外	林繁雄	○		○				○	○		○
		櫻井由美子	○				○					

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、現社外監査役の林繁雄氏および第2号議案「監査役1名選任の件」が承認可決された場合に社外監査役に就任予定の櫻井由美子氏の補欠として、選任をお願いするものであります。補欠監査役が監査役に就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。また、本決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

矢 崎 信 也 (1966年9月11日生)

補欠社外監査役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1996年 4月	弁護士登録
1996年 4月	加藤・村瀬合同法律事務所入所
1999年11月	村瀬・矢崎綜合法律事務所開設（現 ひのき綜合法律事務所） パートナー（現在に至る）
2004年 6月	株式会社ソトー社外監査役（現在に至る）
2012年 4月	愛知県弁護士会副会長
2021年 6月	株式会社ニッソー社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とした理由

愛知県弁護士会副会長を歴任する等、弁護士として長年に渡り法律の分野で幅広く活躍しています。また、他社社外役員等の経験も有しており、その豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただきたく、補欠の社外監査役候補者としています。

独立性に係る事項

同氏が原案のとおり承認され、かつ監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約

同氏が原案のとおり承認され、かつ監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその監査に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしています。なお、候補者が監査役に就任した場合には、監査役全員を被保険者として、前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 役員賞与の支給の件

当期（第110期）の業績に対する貢献に報いるため、社外取締役4名を除いた取締役3名に対し、役員賞与として、総額30,703,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、取締役会が、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載の基本方針に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会の審議・答申を受けてこれを決定しており、相当であると判断しています。また、各取締役に支給する具体的な金額の決定は、取締役会にご一願いたいと存じます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は雇用者数の増加や個人消費の拡大を背景に景気は堅調に推移しましたが、欧州では金融引き締め継続による経済活動の停滞、中国では不動産市場低迷等による成長の鈍化、加えて世界各地における地政学的な緊張等により、減速の傾向が強まりました。国内においては、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の拡大を背景に緩やかな景気回復の動きがみられました。

当社グループの主要取引先であります自動車業界においては、半導体不足による生産制約の緩和等によりすべての地域において新車販売台数が前年に比べ増加しました。一方で、原材料高、労務費の上昇等によるコストの押上げ、中国を中心としたBEV市場における競争の激化等の課題に直面する1年となりました。

こうした状況の中、2022年度から2024年度の中期経営目標としては「稼ぐ力を強化し、フリー・キャッシュ・フロー(FCF)の増加をはかる」としています。生産効率の向上等の稼ぐ力をさらに強化し、FCFの増加を着実に活かすことで、株主の皆様への還元にあてるとともに、有利子負債の返済、今後の成長への投資に配分していきます。

「環境」「安心」「豊かな生活」の3分野で社会に価値を提供する製品・サービスを通じた事業活動の中で生み出された収益・成果について、今後も株主・投資家の皆様はもとより、お客様・全従業員・地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ価値提供と情報発信を増やしてまいります。

当連結会計年度の業績は、売上高は7,958億円（前年度比12.4%増）となりました。利益につきましては、部品事業の売上増加等の増益要因により、営業利益は192億円（前年度比150.1%増）、経常利益は184億円（前年度比138.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は128億円（前年度比21.3%増）となりました。

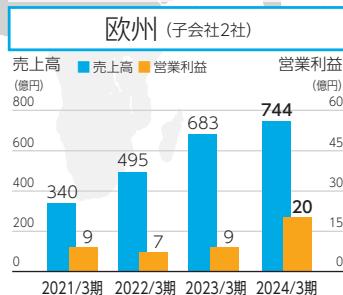
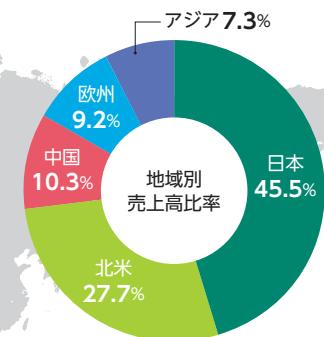
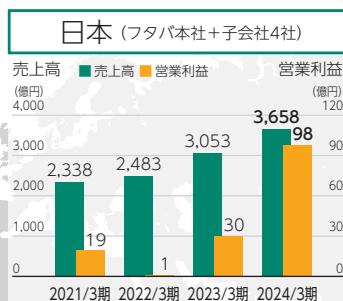
連結業績



セグメント別の業績は次のとおりであります。

- ①日本 …… 売上高は3,658億円と前年度に比べ605億円（19.8%増）の増収となりました。セグメント利益は98億円（前年度比220.6%増）となりました。
- ②北米 …… 売上高は2,228億円と前年度に比べ503億円（29.2%増）の増収となりました。セグメント利益は34億円（前年度は7億円のセグメント損失）となりました。
- ③欧州 …… 売上高は744億円と前年度に比べ61億円（9.0%増）の増収となりました。セグメント利益は20億円（前年度比112.7%増）となりました。
- ④中国 …… 売上高は832億円と前年度に比べ189億円（18.6%減）の減収となりました。セグメント利益は22億円（前年度比15.6%減）となりました。
- ⑤アジア …… 売上高は584億円と前年度に比べ117億円（16.8%減）の減収となりました。セグメント利益は14億円（前年度比4.3%減）となりました。

地域別売上高・営業利益



(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、新規受注に伴う金型等投資、生産性向上のための合理化・省力化投資および海外生産拠点への投資を中心に総額192億円を実施しました。これらに要した資金は、自己資金から充當いたしました。

(3) 対処すべき課題

自動車産業はいま、過去に例のない大変革期を迎えています。社会が大きく変わる中で、フタバグループも大胆な変革に向け取り組んでいます。10年後、20年後も“選ばれる会社”“勝ち抜く会社”であるために、創造力、提案力、スピードを一段と改善し、フタバの使命である、「環境」「安心」「豊かな生活」の実現を通じて、持続可能な社会に向けて、貢献していきます。

また、中期経営方針として

① 選ばれる会社、勝ち抜く
会社に向けた強化

② 真のグローバル企業への
取り組み強化

③ 持続可能な
企業基盤の強化

を掲げています。これらをもとに、グローバルで経営・収益基盤をさらに充実させるとともに、デジタル化とモノづくりのイノベーションにリソースを投入し、強固で持続可能なグローバル企業を目指し、努力してまいります。

近年の自動車産業を取り巻く環境変化の中でも「BEV普及の影響への対応」およびサステナビリティへの取り組みである「人への投資」と「カーボンニュートラルへの対応」について、以下の長期戦略を持って強力に活動を推進します。

長期戦略

① BEV普及の影響への対応

- ・ ボデー部品の売上拡大・付加価値向上
- ・ エンジン搭載車でのシェア向上
- ・ 新規事業の進化・創出

② 人への投資

- ・ 「人材マネジメント戦略」 「全員活躍に向けた人事制度改革」を推進

③ カーボンニュートラルへの対応

- ・ 工場のCO₂排出量削減目標の設定（フタバ単体、グループ共）
- ・ 2035年 国内工場カーボンニュートラル達成にチャレンジ

(4) 財産および損益の状況の推移

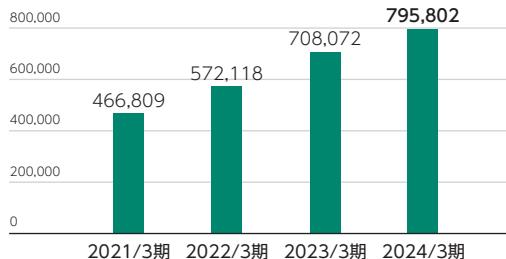
(百万円)

区分	第107期 (2020/4~2021/3)	第108期 (2021/4~2022/3)	第109期 (2022/4~2023/3)	第110期 (2023/4~2024/3)
売上高	466,809	572,118	708,072	795,802
経常利益	7,962	7,807	7,768	18,489
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,095	3,307	10,576	12,831
1株当たり当期純利益(円)	45.73	36.94	118.26	143.44
総資産	290,194	309,487	319,768	334,780
純資産	87,216	90,014	99,747	130,901

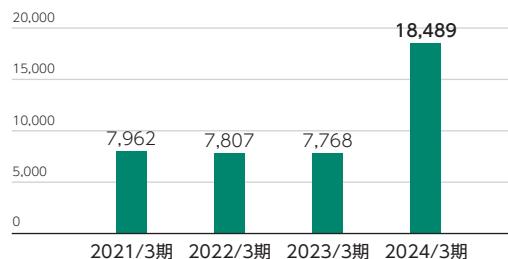
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。
 2. 第108期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第108期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

ご参考

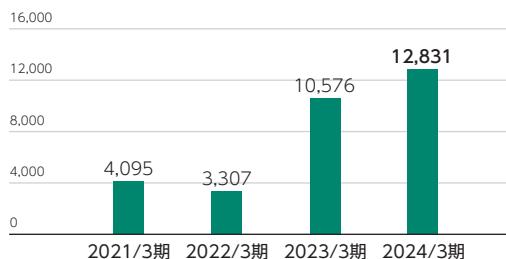
売上高 (百万円)



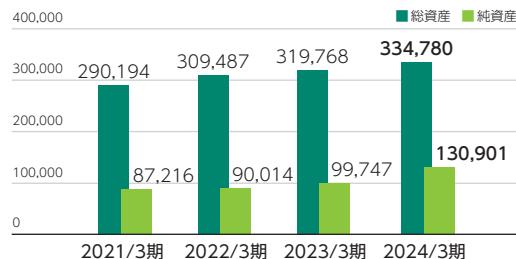
経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



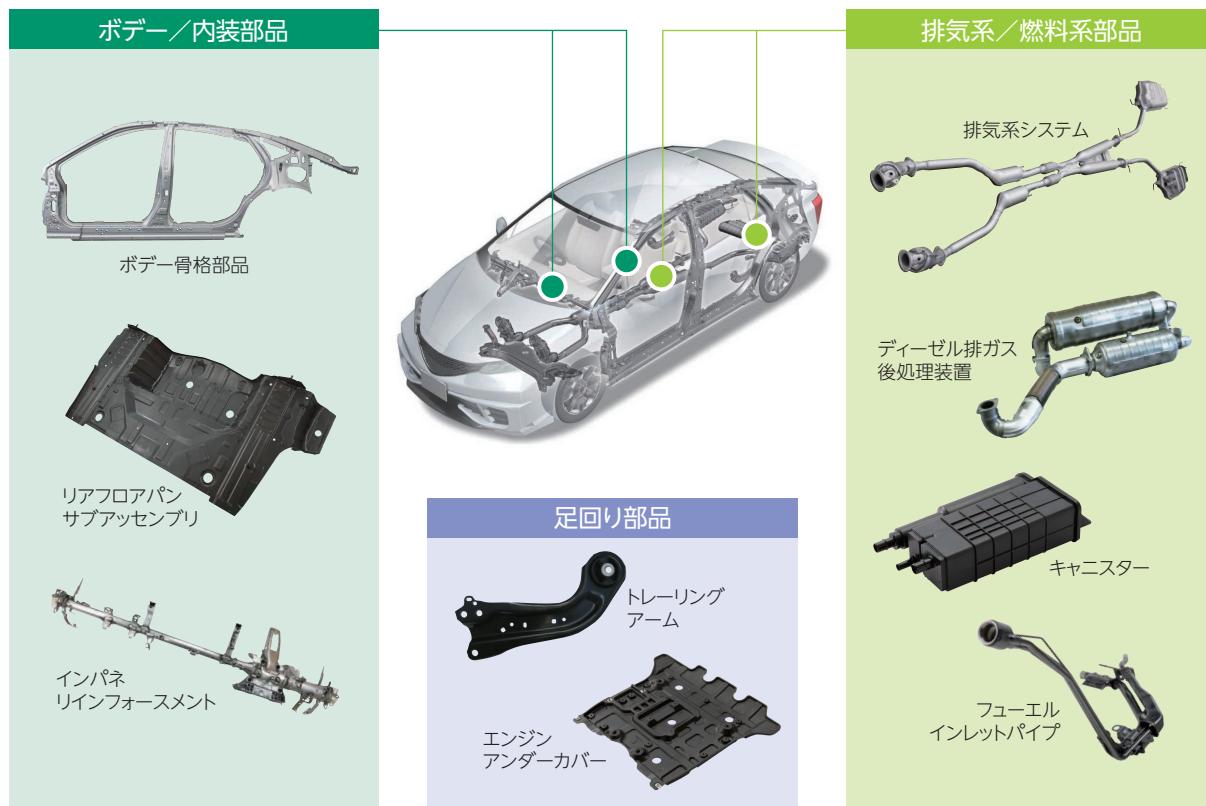
総資産・純資産 (百万円)



(5) 主要な事業内容

フタバグループは、自動車等車両部品、外販設備、農業製品の製造・販売を主要な事業内容としています。なお、情報機器事業からは当連結会計年度末をもって撤退しました。

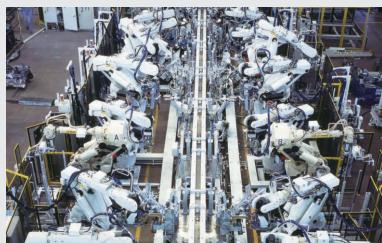
自動車等車両部品



外販設備事業 (組立溶接設備、治具)

外販設備事業

国内外の自動車完成工場に向けて組立溶接ライン（設備）を製作しています。営業活動から構想検討、設計製作、トライ調整まで一貫で設備づくりを行っています。



▲組立溶接設備

その他 (農業ハウス栽培用CO₂貯留・供給装置等)

農業事業

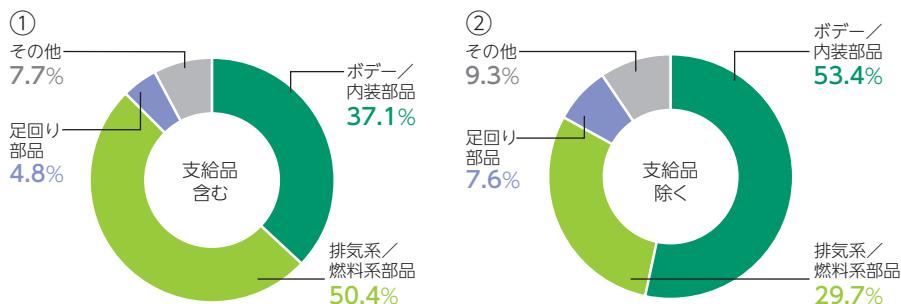
自動車部品開発で培ったコア技術を応用し、農業ハウス栽培用CO₂貯留・供給装置「agleaf®（アグリーフ）」を製造・販売しています。



agleaf

▲農業ハウス栽培用CO₂貯留・供給装置「agleaf®」

製品別売上高比率



(注) ①は2024年3月期の通期実績。①から排気系部品に使用される触媒等の得意先支給品を除くと②になる。

(6) 主要な拠点

① 当社

名称		所在地
工場	本社	愛知県岡崎市
	岡崎工場	愛知県岡崎市
	六ッ美工場	愛知県岡崎市
	高橋工場	愛知県岡崎市
	緑工場	愛知県豊田市
	知立工場	愛知県知立市
	幸田工場	愛知県額田郡幸田町
	田原工場	愛知県田原市

② 子会社

「(7) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

ご参考

国内拠点



■ 連結子会社 ▲ 関連会社



(7) 重要な子会社の状況

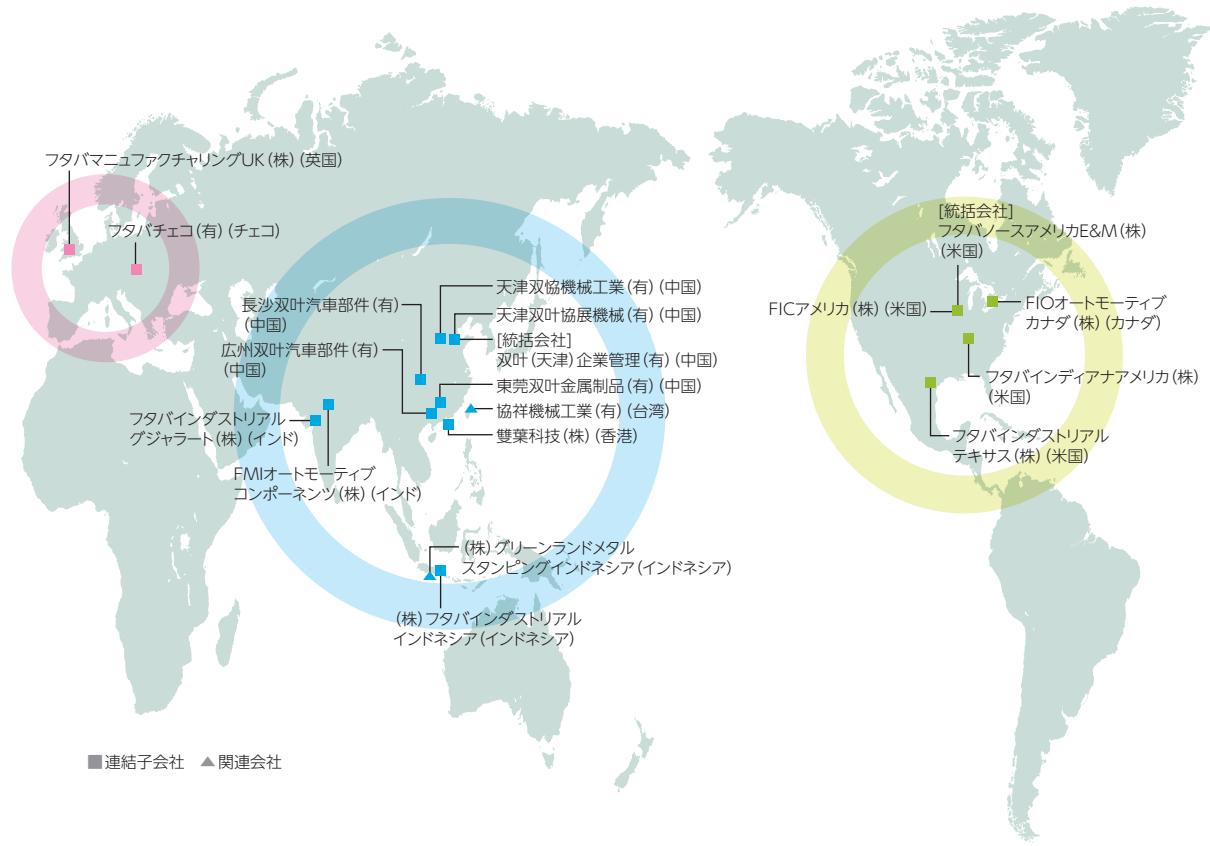
会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フタバ九州	福岡県直方市	460百万円	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバ平泉	岩手県西磐井郡平泉町	495百万円	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバ須美	愛知県額田郡幸田町	100百万円	97.5%	自動車等車両部品の製造販売
フタバノースアメリカE&M株式会社	米国 イリノイ州	1百万米ドル	100.0%	北米子会社の統括および管理支援
FICアメリカ株式会社	米国 イリノイ州	14百万米ドル	(注) 100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバインディアナアメリカ株式会社	米国 インディアナ州	10百万米ドル	(注) 100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバインダストリアルテキサス株式会社	米国 テキサス州	10百万米ドル	(注) 100.0%	自動車等車両部品の製造販売
FIOオートモーティブカナダ株式会社	カナダ オンタリオ州	99百万カナダドル	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバマニュファクチャリングUK株式会社	英国 ランカシャー州	18百万英ポンド	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバチェコ有限公司	チェコ ハブリコフブラッド	13億チェココルナ	85.0%	自動車等車両部品の製造販売
双叶（天津）企業管理有限公司	中国 天津市	2百万米ドル	100.0%	中国子会社の統括および管理支援
天津双協機械工業有限公司	中国 天津市	6百万米ドル	81.0%	自動車等車両部品の製造販売
天津双叶協展機械有限公司	中国 天津市	11百万米ドル	81.0%	自動車等車両部品の製造販売
広州双叶汽車部件有限公司	中国 広東省 広州市	29百万米ドル	81.0%	自動車等車両部品の製造販売
東莞双叶金属制品有限公司	中国 広東省 東莞市	23百万米ドル	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
FMIオートモーティブコンポーネンツ株式会社	インド ハリヤーナー州	9億インドルピー	51.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバインダストリアルグジャラート株式会社	インド グジャラート州	25億インドルピー	95.0%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバインダストリアルインドネシア	インドネシア プカシ県	70百万米ドル	83.4%	自動車等車両部品の製造販売

(注) フタバノースアメリカE&M株式会社の100%子会社であります。

2024年3月31日現在、当社の連結子会社は21社であり、持分法適用会社は2社であります。当期の連結売上高は7,958億円、連結経常利益は184億円、親会社株主に帰属する当期純利益は128億円であります。

ご参考

海外拠点



(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
従業員数	10,690名	73名増

②当社の従業員の状況

区分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	3,773名	24名増	38.5歳	15.7年

(9) 主要な借入先

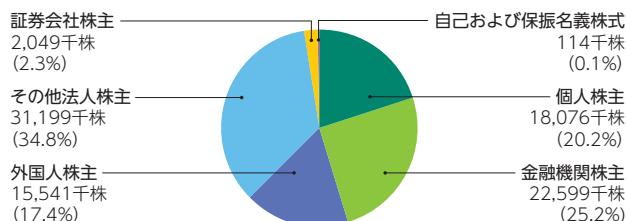
借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	8,467
シンジケートローン※ ¹	8,000
株式会社みずほ銀行	6,223
シンジケートローン※ ²	5,000
シンジケートローン※ ³	4,000
株式会社山口銀行	3,000
シンジケートローン※ ⁴	3,000
株式会社愛知銀行	2,500
株式会社名古屋銀行	2,400
株式会社三菱UFJ銀行	2,325

(注) シンジケートローン※1、※2は、株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケート団からの借入、
シンジケートローン※3は、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケート団からの借入、
シンジケートローン※4は、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケート団からの借入であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 89,580,827株
 (自己株式数114,669株を含む)
 (3) 株主数 12,867名

所有者別持株比率



(4) 大株主の状況 (上位10名)

大株主の氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	28,116	31.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,821	8.7
フタバ協力会持株会	3,559	3.9
株式会社三井住友銀行	3,063	3.4
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,919	3.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,304	2.5
フタバ従業員持株会	1,358	1.5
株式会社三菱UFJ銀行	1,290	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,263	1.4
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,160	1.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・ 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	18,659	3
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
魚住 吉博	※取締役社長	品質保証担当
大橋 二三夫	※取締役執行役員	総務・人事・経理担当、経理・財務本部長
横田 利夫	#取締役執行役員	事業開発・部品企画統括・技術担当、技術本部長
社外 独立 堀江 正樹	取締役	公認会計士堀江正樹会計事務所所長 イビデン株式会社社外取締役（監査等委員） かがやきホールディングス株式会社社外取締役
社外 独立 市川 昌好	取締役	東海カーボン株式会社技術顧問
社外 独立 宮島 元子	取締役	入谷法律事務所客員弁護士、株式会社カノークス社外取締役
社外 宮部 義久	取締役	トヨタ自動車株式会社元町工場工場長 トリニティ工業株式会社監査役
加藤 和典	監査役	
鳥山 圭一	#監査役	
社外 独立 鈴木 人史	監査役	公認会計士鈴木人史事務所所長、愛知海運株式会社監査役、 株式会社ドミー監査役
社外 独立 林 繁雄	監査役	日本能率協会参与 ユアサネオテック株式会社顧問

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 取締役堀江正樹、市川昌好、宮島元子および宮部義久の4氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役鈴木人史および林繁雄の両氏は、社外監査役であります。
 4. 取締役堀江正樹、市川昌好および宮島元子の3氏、ならびに監査役鈴木人史および林繁雄の両氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. #印は2023年6月22日開催の第109回定時株主総会において新たに選任された取締役および監査役であります。
 6. 取締役吉田隆行氏は、2023年6月22日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 なお、同氏の地位は退任時のものであります。
 7. 監査役板倉龍介氏は、2023年6月22日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 なお、同氏の地位は退任時のものであります。
 8. 監査役鈴木人史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が当社および当社グループの役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。

ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等を対象外とすることにより職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。また、保険料は全額当社が負担しています。各候補者が取締役・監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値および株主価値の持続的な向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとしています。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、月額報酬、賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、月額報酬のみとしています。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容および決定手続の両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとしています。

2) 月額報酬と賞与の額ないし算定方法、および付与の時期ないし条件等に関する方針

すべての取締役に対し、毎月、あらかじめ定められた金額を、月額報酬として支給します。月額報酬の金額は、地位、職責等に応じて定めるものとし、優秀な人材の確保・維持をはかるために必要な市場競争力を備えるものとなるよう、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しをはかるものとします。

併せて、事業年度ごとの業績に対する貢献に報いるため、業務執行を担う取締役に対し、一定の金額を賞与として支給します。賞与については、取締役会において各事業年度の連結営業利益、中長期経営計画で定めた目標値の達成度合い等を勘案して支給する

金額を算定したうえ、定時株主総会の決議によって定められた金額を、定められた時期に支給します。

3) 株式報酬の内容、その算定方法、および付与の時期に関する方針

株主との価値の共有をはかり、企業価値および株主価値の中長期的な向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、事業年度ごとに、業務執行をすることの対価として、原則として当該取締役が退任した直後の時点までを譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を割り当てることとし、割り当てられた株式と引換えにする払込みに充てるための金銭債権を、毎年、一定の時期に付与します。割り当てる株式の個数は、地位、職責、株価等を踏まえて決定します。

4) 月額報酬、賞与および株式報酬額の取締役の個人別報酬額に対する割合決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、地位、職責、他社水準の動向等を踏まえて決定します。なお、報酬の種類ごとの比率は、月額報酬60%、賞与30%、株式報酬10%を一応の目安としています。

5) 個人別報酬等の内容決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、すべて代表取締役社長が決定します。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役とする任意の報酬委員会の審議・答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定します。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、任意の報酬委員会の審議・答申を尊重して、取締役会の決議により定めます。

②当該方針の決定の方法

当該方針の内容は、基本的には当社において従来から行われてきたものであります。2021年4月27日開催の取締役会において、上記の内容についてあらためて決議がされています。

③当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の支給人員 (名)
		月額報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	118	79	30	8	4
監査役 (社外監査役を除く)	27	27	—	—	2
社外取締役	23	23	—	—	4
社外監査役	15	15	—	—	3

- (注) 1. 当社では取締役および監査役の報酬等に関して、株主総会の決議により、それぞれ取締役の月額報酬30万円（1993年6月28日開催のもの）、取締役の譲渡制限付株式報酬33万円（2019年6月18日開催のもの）、監査役の月額報酬5万円（1993年6月28日開催のもの）を上限とする旨が定められています。これらの決議がされた当時の取締役および監査役の員数は、1993年6月28日開催のものが取締役13名および監査役3名、2019年6月18日開催のものが取締役8名および監査役4名でありました。
2. 上記報酬等の額には、2024年6月21日開催の第110回定時株主総会に付議予定の第4号議案「役員賞与の支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額30万円を含めています。
3. 取締役（社外取締役を含む）の個人別の月額報酬および役員賞与については、各取締役の業務の執行の状況等を熟知する代表取締役社長である魚住吉博が、取締役会の委任を受け、任意の報酬委員会による審議・答申を尊重して、その額を決定しています。
4. 上記には、2023年6月22日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役1名を含んでいます。

④当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について

①記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容は、過半数を独立社外取締役とする任意の報酬委員会の審議・答申を尊重して決定されています。取締役会は、代表取締役社長より報告を受けた決定の内容と報酬委員会の審議・答申の内容を踏まえて、当該方針に沿うものであると判断しました。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役堀江正樹氏は、イビデン株式会社の監査等委員である社外取締役であり、同社と当社の間には、自動車部品に関する取引があります。当社は材料・部品の仕入全体の0.1%を同社より購入しています。

取締役宮島元子氏は、株式会社カノークスの社外取締役であり、同社と当社の間には、自動車部品に関する取引があります。当社は材料・部品の仕入全体の6.2%を同社より購入しています。

取締役宮部義久氏は、トヨタ自動車株式会社の元町工場工場長であり、同社は当社の主要な取引先であります。当社は製品の67.4%を同社に販売し、材料・部品の仕入全体の29.3%を同社より購入しています。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	堀江 正樹	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	—	公認会計士としての専門的な知識・知見と当社の監査役在任期間における監査の経験を経営の監督に活かしています。
社外取締役	市川 昌好	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	—	経営者としての豊富な経験、幅広い見識等を経営の監督に活かしています。
社外取締役	宮島 元子	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	—	弁護士として長年培われた専門的な知識、経験を経営の監督に活かしています。
社外取締役	宮部 義久	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	—	トヨタ自動車株式会社生産技術部門での豊富な経験、幅広い見識と、当社の監査役在任期間における監査の経験を経営の監督に活かしています。
社外監査役	鈴木 人史	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っています。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しています。
社外監査役	林 繁雄	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	13回/13回 ※定例12回、臨時1回	取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っています。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しています。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議はありませんでした。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しています。

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	88百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。

3. 当社の重要な子会社のうち、フタバノースアメリカE&M株式会社、フタバチェコ有限会社ほか13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議した内容とその運用状況の概要は次のとおりであります。

当社は、「Purpose」「Mission」「Values」、「FUTABA WAY」、「企業行動憲章」、「フタバ行動指針」に基づき、グループ全体で適正に業務を遂行します。また、以下の項目を中心とした取り組みにより、TQM活動を通じた維持と改善を繰り返し、業務品質の向上ひいては会社の経営品質の向上に努めます。さらにSDGsのゴールを見据え、持続可能な企業価値向上を目指します。

- a.『リスク対応のための実務、指導・牽制、監査の役割分担（3つのライン）』等の考え方を織り込んだ業務の仕組みの構築
 - b.グループ内での業務に関する役割責任の明確化と、子会社の自律化の実現
 - c.TQM活動や業務標準についての教育制度の充実と、それによる全体のレベルの底上げ
- これらを通じて高い倫理観を持った人材を増やし、実効性のある組織を構築することでフタバの目指す内部統制を実現します。

- ①取締役・会社から委任された一定分野の業務執行責任者（以下、執行責任者）が法令および定款に適合する職務を遂行するための体制
「Purpose」「Mission」「Values」、「FUTABA WAY」、「企業行動憲章」、「フタバ行動指針」および企業倫理に関する規程を定め、法令および定款に適合する企業の姿勢を取締役・執行責任者とも共有します。
 - 1) 取締役・執行責任者に対する教育研修の場を設けます。
 - 2) 取締役会等意思決定の過程においては、規程に定めた付議事項について十分な議論を行ったうえで適正な意思決定を行います。
- ②取締役・執行責任者の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録等、取締役・執行責任者の職務の執行に係る文書・情報（電磁的記録を含む）は、規程に定めたルールに基づいて管理します。
- ③会社経営に関するリスクの管理（損失危険管理）体制
安全・品質・環境・企業倫理等、会社経営に関するリスクに対し社内の専門組織・会議体を設置し、その活動を通じて整備・運用を行います。
 - 1) 予算制度等による資金管理を実施するとともにその運用や見直しの際は、付議基準や役割責任を定めた規程にしたがって必要な会議体で承認を得たうえで業務を行います。
 - 2) 資金の流れや管理の体制を文書化するとともに、適切な資産管理に努める等、適切な財務報告の実施に取り組み、適時適切な情報開示を実施します。
 - 3) 災害発生時のマニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置および

保険付保等を行います。

4) ITを駆使したグループでの情報活用の高度化を実施するためにセキュリティ対策を織り込んだネットワークを構築します。

④取締役・執行責任者の職務執行が効率よく実施されるための体制

中長期の方向性を定めた方針および年度会社方針を基に、組織の各段階で部門方針や実施事項を具体化し、一貫した方針管理を行います。

1) 部門の業務・役割と責任を定めた諸規程に基づき、執行責任者に業務執行権限を与えて、機動的な意思決定をはかることで、職務の効率性確保に努めます。

⑤従業員が法令および定款に適合する職務を遂行するための体制

「Purpose」「Mission」「Values」、「FUTABA WAY」、「企業行動憲章」、「フタバ行動指針」および企業倫理に関する規程等を定め、従業員に対しての教育研修等を通じて、周知徹底します。

1) 周知した考え方に基づく業務を、効率よく実施するためのガイドラインを定め、それを徹底します。

2) 内部監査を担当する組織を設置しています。当該部署は各部門から独立しており、その監査結果を適宜取締役会へ報告するとともに監査結果を関係者にフィードバックし、改善提言と再発防止策のフォローアップを行います。

3) 内部通報制度として「フタバヘルプライン」を設け、法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決をはかります。

⑥グループ全体で適正に業務遂行するための体制

子会社へ「Purpose」「Mission」「Values」、「FUTABA WAY」、「企業行動憲章」、「フタバ行動指針」および企業倫理に関する規程等を展開し、従業員に対しての教育研修等を通じて周知徹底することで、企業集団の健全な内部統制環境の醸成をはかります。また、子会社における体制・業務の整備や、そのしくみの運用が適切に実施されているか、確認・サポートを実施します。

1) 周知した考え方に基づく業務を、効率よく実施するためのガイドラインを定め、それを徹底するとともに、グループ全体でガイドラインに基づく業務品質向上活動を実施し、その進捗を内部統制に関する社内委員会で、リスク管理および業務執行の責任者とも共有します。

2) 子会社の経営上の重要事項に関しては、会社間の意思決定における役割責任および報告・審議事項を明確化した規程に基づき、当社への事前報告を求めるとともに、当社の取締役会等において審議します。また、子会社取締役への人員派遣等による子会社経営への指導・チェック・サポートを行います。

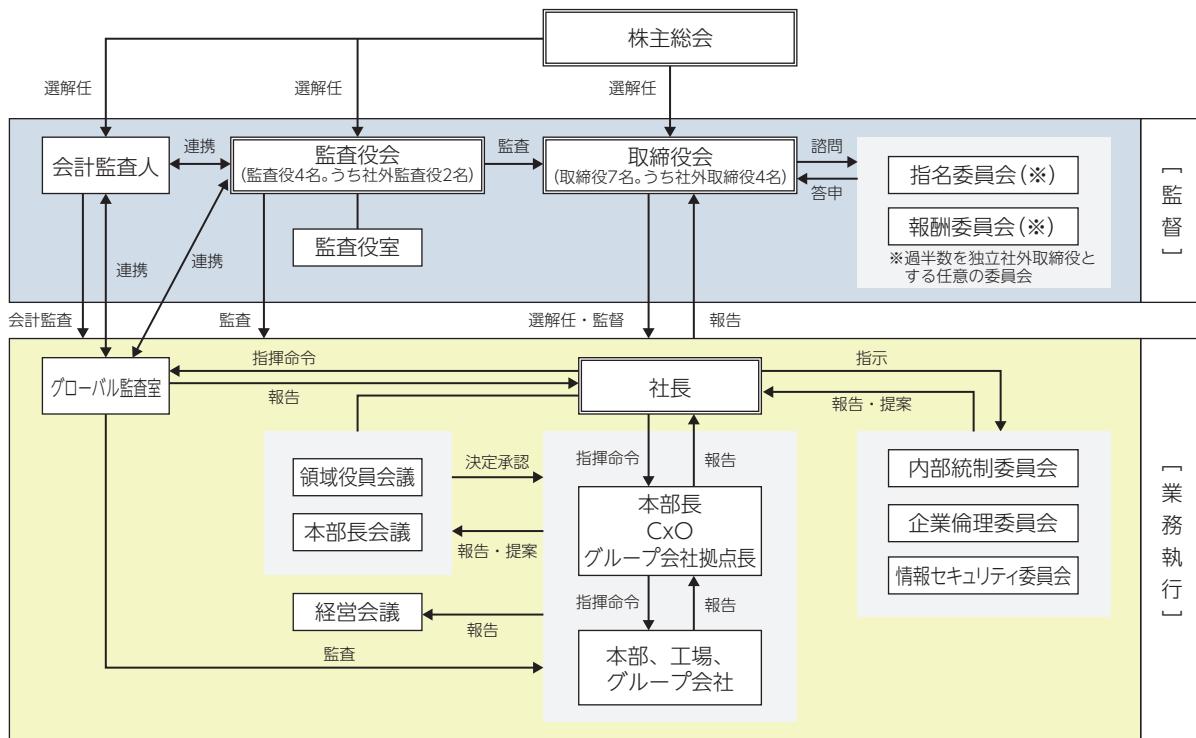
3) 法務部門による子会社法令遵守体制の定期調査により、問題の把握や必要なサポートを行います。また子会社が設置する内部通報窓口や、当社が設置する「フタバヘルプライン」等を通じて、子会社の法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決をはかります。

- ⑦監査役を補佐する従業員に関する事項および同従業員の独立性確保
監査役職務を補佐する組織として監査役室を設置しており、監査役監査が適切に行われるように取締役・業務執行者からの指揮命令は及ばないものとします。監査役は、監査役室の人事・組織について事前に同意することにより、独立性を確保します。
- ⑧取締役・執行責任者、従業員および子会社の取締役等が監査役に対する職務執行状況等の報告をするための体制
取締役・執行責任者、従業員および子会社の取締役等は、監査役からの求めに応じて、適宜必要な情報を報告します。
- 1) 特に会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
 - 2) 取締役・執行責任者、従業員および子会社の取締役等からの監査役への通報については、通報した者に不利益となるような取り扱いを行いません。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、取締役会等の重要な会議への出席、重要文書の閲覧等、経営状況を適宜把握できる体制を確保します。
- 1) 監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等と定期的に意見交換する体制を確保します。
 - 2) 当社は、監査役会が決定した規則に基づき申請された監査費用等を負担します。
- ⑩上記体制の運用状況の概要
- 1) 重要な会議の開催状況
当社は、当期中に取締役会を毎月1回、本部長会議を毎月2回それぞれ開催し、「取締役会規則」および「本部長会議規程」に定められているところにしたがって、業務執行に関する意思決定および報告を行っています。これらの会議には、監査役も出席しています。また、これらの会議に関しては、法令および諸規程の定めるところにしたがって議事録を作成し、その議事の要領を記録しています。業務執行に関する意思決定の中で特に機密性の高い案件については毎月1回開催する領域役員会議にて審議・決議を行い、必要に応じて取締役会に上程もしくは本部長会議に報告しています。なお本部長会議、領域役員会議には執行責任者も出席しています。加えて、諸規程に定められているところにしたがい、内部統制委員会、企業倫理委員会等を開催しています。また、取締役会の諮問機関として、任意の「指名委員会」(当期実績6回)と「報酬委員会」(同7回)を開催しています。指名委員会は取締役、執行役員および上級幹部職の選解任・指名に関する、報酬委員会は取締役、執行役員および上級幹部職の報酬の決定に関する手続きの客観性および透明性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員として開催しています。また、当社は取締役会の実効性を高める目的で、取締役会出席者に対しアンケート調査を行い、第三者による評価を実施しています。アンケート等で確認された意見・要望をもとに、取締役会の運営方法や、活動内容の見直し・改善を行っています。

2) 関連諸規程の制定等の状況

当社は、法令遵守およびリスク管理に関する諸規程（「企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」等）を制定して、取締役および従業員がその職務を遂行するに当たって遵守すべき項目を具体的に定めています。また、当社は、定期的にグローバル監査室において内部監査を実施し、諸規程に定められている事項が遵守されているかどうかを監督・監視しています。加えて、当社は、従業員が遵守すべき事項をまとめた「フタバ行動指針」を作成してすべての従業員に交付するとともに、研修会等を通じてその内容の周知・浸透をはかっています。また、当社の機能系部門業務のあるべき姿を整理した「FUTABA業務品質管理標準」を策定し、当社グループ各社へ展開するとともに、同管理標準を基にした各社業務の改善活動を進めています。

ご参考 フタバ産業(株)のコーポレート・ガバナンス体制



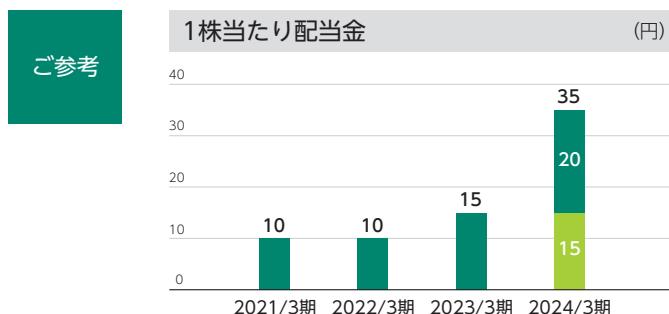
3) 監査役への報告等の状況

当社は内部監査の結果を月次で監査役に報告しています。また、監査役の求めに応じて、内部監査に関する資料の提供を行っています。加えて、月次で監査役と会計監査人およびグローバル監査室長と会議を開催し、監査の内容・方法に関する協議および意見交換をする機会を設けています。また、原則毎月1回、代表取締役が監査役と面談を行い、重要な業務執行について意見交換をする機会を設けています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益向上を経営の重要課題のひとつとし、利益配分につきましては、安定的な配当の維持を基本に、経営成績・配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待に沿うよう努めてまいります。内部留保につきましては、将来にわたる株主の皆様の利益を確保するため、経営基盤をより一層強化・充実するための投資に充当し、今後の事業展開に役立ててまいりたいと存じます。

当社は剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行う旨を定款で定めています。当期末の株主配当金については、当期業績に鑑みて、1株につき20円とさせていただきます。これにより、中間配当金の1株当たり15円を合わせた当期の年間配当金は1株当たり35円となり、前期から20円の増配となります。



連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	153,518
現金及び預金	25,029
受取手形及び売掛金	89,572
製品	6,714
仕掛品	15,024
原材料及び貯蔵品	7,370
その他	9,805
固定資産	181,262
有形固定資産	136,167
建物及び構築物	35,748
機械装置及び運搬具	59,911
工具、器具及び備品	13,525
土地	14,853
リース資産	2,403
建設仮勘定	9,724
無形固定資産	1,896
ソフトウェア	1,810
その他	86
投資その他の資産	43,197
投資有価証券	26,619
長期貸付金	33
退職給付に係る資産	14,592
繰延税金資産	1,535
その他	424
貸倒引当金	△8
資産合計	334,780

科目	金額
負債の部	
流動負債	137,926
支払手形及び買掛金	86,135
電子記録債務	3,790
短期借入金	1,105
1年内返済予定の長期借入金	11,773
未払法人税等	2,639
未払消費税等	2,498
役員賞与引当金	32
未払費用	15,576
その他	14,376
固定負債	65,951
社債	6,000
長期借入金	41,137
繰延税金負債	10,191
製品保証引当金	388
解体撤去引当金	933
退職給付に係る負債	5,057
その他	2,243
負債合計	203,878
純資産の部	
株主資本	84,853
資本金	16,820
資本剰余金	9,186
利益剰余金	58,893
自己株式	△46
その他の包括利益累計額	39,525
その他有価証券評価差額金	14,712
為替換算調整勘定	16,094
退職給付に係る調整累計額	8,718
非支配株主持分	6,523
純資産合計	130,901
負債純資産合計	334,780

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高		795,802
売上原価		748,260
売上総利益		47,542
販売費及び一般管理費		28,329
営業利益		19,213
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,074	
作業くず売却益	382	
為替差益	668	
受取保険金	559	
雑収入	693	3,379
営業外費用		
支払利息	992	
固定資産廃棄損	403	
持分法による投資損失	150	
デリバティブ評価損	665	
訴訟和解金	573	
解体撤去引当金繰入額	933	
雑損失	384	4,102
経常利益		18,489
税金等調整前当期純利益		18,489
法人税、住民税及び事業税	4,301	
法人税等調整額	766	5,067
当期純利益		13,422
非支配株主に帰属する当期純利益		590
親会社株主に帰属する当期純利益		12,831

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,820	9,182	48,641	△62	74,581
当期変動額					
剰余金の配当			△2,683		△2,683
親会社株主に帰属する当期純利益			12,831		12,831
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		16	20
連結子会社の決算期変更に伴う増減			103		103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4	10,251	15	10,271
当期末残高	16,820	9,186	58,893	△46	84,853

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	7,500	9,802	2,187	19,489	5,675	99,747
当期変動額						
剰余金の配当						△2,683
親会社株主に帰属する当期純利益						12,831
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						20
連結子会社の決算期変更に伴う増減						103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,211	6,292	6,531	20,035	847	20,883
当期変動額合計	7,211	6,292	6,531	20,035	847	31,154
当期末残高	14,712	16,094	8,718	39,525	6,523	130,901

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	91,944	流動負債	79,214
現金及び預金	9,400	電子記録債務	3,501
電子記録債権	4,474	買掛金	48,692
売掛金	38,967	1年内返済予定の長期借入金	5,500
製品	2,070	未払金	5,897
仕掛品	5,367	未払費用	9,419
原材料及び貯蔵品	1,756	未払法人税等	466
未収入金	12,147	未払消費税等	1,195
関係会社短期貸付金	17,025	役員賞与引当金	32
その他	736	その他	4,508
固定資産	120,216	固定負債	48,302
有形固定資産	50,187	社債	6,000
建物	8,219	長期借入金	30,500
構築物	1,786	繰延税金負債	2,168
機械及び装置	11,871	退職給付引当金	7,996
車両及び運搬具	123	製品保証引当金	388
工具、器具及び備品	10,281	解体撤去引当金	933
土地	10,657	その他	316
リース資産	50	負債合計	127,517
建設仮勘定	7,196	純資産の部	
無形固定資産	1,597	株主資本	69,931
ソフトウェア	1,575	資本金	16,820
その他	21	資本剰余金	13,521
投資その他の資産	68,431	資本準備金	13,470
投資有価証券	6,270	その他資本剰余金	51
関係会社株式	40,288	利益剰余金	39,636
関係会社出資金	13,970	その他利益剰余金	39,636
従業員に対する長期貸付金	1	繰越利益剰余金	39,636
前払年金費用	7,677	自己株式	△46
その他	227	評価・換算差額等	14,711
貸倒引当金	△5	その他有価証券評価差額金	14,711
資産合計	212,160	純資産合計	84,643
		負債純資産合計	212,160

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		364,944
売上原価		343,451
売上総利益		21,492
販売費及び一般管理費		15,139
営業利益		6,352
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,627	
作業くず売却益	342	
為替差益	306	
雑収入	406	7,683
営業外費用		
支払利息	190	
固定資産廃棄損	106	
解体撤去引当金繰入額	933	
雑損失	79	1,309
経常利益		12,726
税引前当期純利益		12,726
法人税、住民税及び事業税	809	
法人税等調整額	△867	△57
当期純利益		12,783

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	16,820	13,470	47	13,517	29,536	29,536
当期変動額						
剰余金の配当					△2,683	△2,683
当期純利益					12,783	12,783
自己株式の取得						
自己株式の処分			4	4		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	4	4	10,100	10,100
当期末残高	16,820	13,470	51	13,521	39,636	39,636

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△62	59,811	7,501	7,501	67,312
当期変動額					
剰余金の配当		△2,683			△2,683
当期純利益		12,783			12,783
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	16	20			20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			7,210	7,210	7,210
当期変動額合計	15	10,120	7,210	7,210	17,330
当期末残高	△46	69,931	14,711	14,711	84,643

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

2024年5月20日

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 小林 正 英
公認会計士 黒 柳 康太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フタバ産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フタバ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

2024年5月20日

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小林 正 英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 黒 柳 康太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フタバ産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤和典	㊟
常勤監査役	鳥山圭一	㊟
社外監査役	鈴木人史	㊟
社外監査役	林繁雄	㊟

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の 本店および全国各支店で行っています。
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞 および中部経済新聞に掲載します。
上場証券取引所	東京および名古屋証券取引所

株主様のご住所・お名前に関する文字についてのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録しています。

このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。

なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等（特別口座の場合は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。



WEBサイトのご案内

フタバ産業の企業・決算情報はウェブサイトよりご確認ください。

当社ウェブサイト

<https://www.futabasangyo.com/>

フタバ産業 検索



▲トップページ



▲「株主・投資家情報」のページ



▲ニュース

- 「株主・投資家情報」のページでは決算情報や最新IR情報等をご覧ください。
- 「ニュース」のページでは最新のニュース・トピックス等をご覧ください。（昨年まで招集ご通知に掲載したトピックスはこちらに掲載しています。）

株主総会 会場ご案内略図

会場 愛知県岡崎市羽根町字貴登野15
岡崎市シビックセンター 4Fコンサートホール

- JR岡崎駅東口から北へ 徒歩7分
- 名鉄東岡崎駅から名鉄バス「JR岡崎駅」方面等乗車「岡崎市シビックセンター」バス停下車徒歩1分
- 駐車場には限りがありますので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
- 当日午前9時30分から開場の予定です。
- 車いすでご来場の株主様は、シビックセンター1Fの総合受付にてご案内いたします。

株主総会 会場



岡崎市シビックセンター
4Fコンサートホール

